

回 答 書

平成 年 月 日

様

対馬市長

印

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」
に係る協議について(回答)

平成 年 月 日付けで貴殿から協議のあった標記については、検討の結果、下記のとおり既済部分払金額を算定したので通知します。

なお、異議がなければ、対馬市建設工事執行規則(平成16年対馬市規則第107号)第44条に規定する部分払請求書に記名押印のうえ提出願います。

記

- 1 工 事 名
- 2 既済部分払金額 ￥

備考

- 1 算定方法
既済部分払金額 = 工事出来高金額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負額) - 中間前払金額
- 2 本回答書と併せて、対馬市建設工事執行規則第38条第2項に規定する既済部分検査結果通知書を通知する。